

桜蔭 会 会 則

(昭和 59 年 6 月 9 日改正)

(平成 23 年 6 月 4 日改正)

第1章 総 則

- 第1条 本会は桜蔭会と称する。
- 第2条 本会は神奈川県立横浜第一中学校及びその併設中学校、神中夜学校、神奈川中学校、神奈川県立横浜第一高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校及び定時制の卒業生並に修了生をもって組織し、その事務所を横浜市に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦、向上を図り母校の発展に寄与し、併せて広く社会の福祉に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 会員の動静及び母校の近況等の報告並に名簿及び会報の発行。
 - (2) 桜蔭会館の運営。
 - (3) その他本会の目的達成の為に必要な諸事業。

第2章 会 員

- 第5条 本会員は第 2 条に掲げる者の外、第 2 条に掲げる学校の職員及び旧職員(特別会員と云う)をもって構成する。
- 第6条 新に入会する者は総会の定める入会金を納入するものとする。
- 第7条 会員は本会の経費にあてるため、第 22 条に定める会費その他総会の定める金額を納入するものとする。

第3章 役 員

- 第8条 本会は次の役員を置く
- (1) 名 誉 会 長 1 名
 - (2) 会 長 1 名
 - (3) 副 会 長 若 干 名
 - (4) 常 任 理 事 若 干 名
 - (5) 理 事 若 干 名
 - (6) 監 事 4 名 以 内
 - (7) 世 話 人 各 期 若 干 名
- 第9条 名誉会長は現母校校長をもってあてる。
- 第10条 理事および監事は世話人会において推薦した者のうちから総会において選任する。但し総会において承認があったときは、他の方法により選任することができる。

- 第11条 会長・副会長・常任理事は理事の互選とする。
- 第12条 世話人は各期において選任する。
- 第13条 役員任期は 2 ヶ年とし重任を妨げない。
- 第14条 会長は本会を代表し、総会及び理事会の議長となり、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し会長が欠員のときはその職務を行う。
 - 3 監事は本会の業務および会計を監査する。
- 第15条 本会に顧問および相談役を置くことができる。
- 2 顧問および相談役は学識経験者又は本会に対し功績のある者を理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問および相談役は会長の諮問に応え、また理事官に出席して意見を述べることができる。

第4章 理 事 会

- 第16条 本会の業務を執行するため理事会を設ける。
- 2 理事会は会長および理事・監事をもって構成する。
 - 3 理事会は本会の運営及び管理をし、本会の目的達成に必要な権限を有する。この目的を達成するため桜蔭会会務運営規定を作成する。
 - 4 理事会は会長が必要と認めるとき随時これを招集する。
 - 5 会長は全理事の 3 分の 1 以上の者から請求があったときは理事会を招集しなければならない。
- 第17条 理事会の決議は理事の 2 分の 1 以上が出席し、出席理事の過半数をもって決議し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 世 話 人 会

- 第18条 本会の業務に会員の総意を反映し、会長の諮問に応えるため世話人会を設ける。
- 2 世話人会は世話人をもって構成する。
 - 3 世話人会は会長が必要と認めるとき随時これを招集する。

- 4 会長は全世話人の 5 分の 1 以上の者から請求があったときは世話人会を招集しなければならない。

第19条 世話人会の議長は出席世話人の互選とする。

- 2 世話人会の決議は出席世話人の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 総 会

第20条 総会は定時総会および臨時総会とする。

- 2 定時総会は会長が毎会計年度終了の日の翌日から 90 日以内に招集する。
- 3 臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は世話人の 3 分の 1 以上の請求があった場合、これを招集する。

第21条 総会の招集は会日の 7 日前までにその日時場所および会議の目的たる事項を通告して行う。

- 2 臨時総会の招集は通知期間を短縮することができる。

第22条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 会則変更
- (2) 役員を選任

- (3) 収支予算、収支計算および業務報告書の承認

- (4) 会費の額および徴収方法

- (5) その他理事会において必要と認めた事項

第23条 総会の決議は、出席会員の過半数の決議により、これを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第24条 総会の議事は、これを記録し議長および出席会員 2 名以上の署名捺印を得なければならない。

第7章 会 計

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員をおくことができる。

第26条 本会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終る。

第27条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は年会費、終身会費および特別会費とする。

附 則

第28条 本則は昭和 59 年 6 月 9 日から実施する。

桜蔭会会務運営規定

(平成9年4月1日改正)

- 第1条 桜蔭会会務運営の迅速適正を期するために部門別の委員会を設けることができる。
- 第2条 前条の委員会の各委員長は、会長がこれを指名委嘱し、委員は会長が当該委員長と協議してこれを指名委嘱する。
- 第3条 委員会は、次の部門をおくことができる。
- | | |
|----------|-------------|
| 1. 総務委員会 | 6. 名簿委員会 |
| 2. 財務委員会 | 7. スポーツ委員会 |
| 3. 親睦委員会 | 8. 組織強化委員会 |
| 4. 会報委員会 | 9. 青年部委員会 |
| 5. 文化委員会 | 10. 総務諮問委員会 |
- (1) 総務委員会は理事会、世話人会の開催、会の会計そのほか庶務全般を担当する。
- (2) 財務委員会は、会財務の運営改善及び会基金の管理運営の事務を担当する。
- (3) 親睦委員会は、合同クラス会等の企画、開催の業務を担当する。
- (4) 会報委員会は、会報の編集発行の事務を担当する。
- (5) 文化委員会は、文化講演会、美術展、その他会の行う文化事業の計画及び実施を担当する。
- (6) 名簿委員会は名簿の整備、編集、発行の業務を担当する。
- (7) スポーツ委員会は運動部OB会（Jクラブ）を中心にして桜蔭会充実のための計画及び実施を担当する。
- (8) 組織強化委員会は歴史と伝統ある桜蔭会発展のため各委員会活動を側面から援助し適当な計画及び実施を担当する。
- (9) 青年部委員会は桜蔭会の将来にそなえて青年層の意識開発のための計画及び実施を担当する。
- (10) 総務諮問委員会は顧問、相談役等の意見を聞くため必要に応じて開催する。
- (11) 事務局は各委員会と連絡を密にして、会務全般を、円滑に運営することを業務とする。又、会館の維持管理および事務を担当する。
- 第4条 副会長は、分担して前条の委員会の運営に関与する。
- 第5条 総会の開催については、その準備及び実施につき特別委員をおくこととし、会長がこれを指名委嘱する。
- 第6条 会長、副会長及び各委員長をもって、執行部を組織し、迅速適正なる会の運営に当たるものとする。
- 第7条 財務委員会は、毎年年度開始前に次年度の予算案を編成し、また、毎年度定時総会前に前年度の決算案を作成し、それぞれ理事会の審議を求めなければならない。
- 第8条 理事会は、前項の予算案及び決算案を審議し決定の上これを定時総会に報告するものとする。
- 第9条 会員は入会金として3,600円を納入する。会費は年額3,000円とし、会員が一時に60,000円以上を終身会費として払込む時は以後会費の払込みを要しない。
- 第10条 財務委員会は、基金を確実に銀行に預金して厳重に保管し、予算に繰入を要する場合には、委員会の議決を経、会長の承認を得なければならない。
- 第11条 予算の款項の流用を要する場合には、会長の承認を経なければならない。